

議案第49号

おいらせ町手数料条例の一部を改正する条例について

おいらせ町手数料条例（平成18年おいらせ町条例第60号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年7月8日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町手数料条例の一部を改正する条例

おいらせ町手数料条例（平成18年おいらせ町条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表中第38号及び第39号を次のように改める。

(38) 削除		
(39) 削除		

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。